

第2章 計画策定の視点

1 動向

本項では、前計画策定後に国際社会、国、東京都において特に大きな動きが見られる気候変動対策、生物多様性*、資源循環に関する政策動向及び国、東京都の新たな環境基本計画のポイントを整理します。

(1) 国際社会

①気候変動対策

世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。気候変動問題は今や「気候危機」ともいわれる喫緊の課題となっています。2023年7月には国連事務総長がその深刻さを「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が訪れた」と表し、パリ協定採択後も国際社会は気候変動対策を加速させています。

2018年には、I P C C*（気候変動に関する政府間パネル）から「(通称) 1.5°C特別報告書」が公表され、「温暖化の影響は1.5°Cの上昇でも大きい2°Cになるとさらに深刻になり、1.5°C未満の抑制が必要であること」「気温上昇を止めるためには、2030年までに二酸化炭素（以下CO₂）排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。

2021年のC O P* 26（気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、1.5°C目標に向かって世界が努力すること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減に向けた努力を加速することが合意されました。

さらに、2023年のC O P 28では、1.5°C目標達成のためには、温室効果ガス*を2019年水準比で2030年までに43%、2035年までに60%の大幅削減が必要との認識が示され、2030年までに世界の再生可能エネルギー*容量を3倍、エネルギー効率改善率を2倍とすること、2050年までのネットゼロ*を達成するために化石燃料*からの移行を図ることなどが合意されました。

②生物多様性

2021年6月に開かれたG 7サミットにおいて、日本を含めたG 7各国は、2030年までに陸と海の30%以上の保全エリアを確保することをめざす「30by30」を約束し、我が国においては、2022年4月に、「30by30」目標達成までの行程と具体策を示した「30by30ロードマップ」を策定しました。

2022年12月には、愛知目標の後継となる、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年

グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030年ミッションとして掲げました。このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動として、3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めています。

2050年 ビジョン 自然と共生する世界の実現	2050年 グローバルゴール		
	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	ゴール D 実施手段の確保
2030年 ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる	2030年 グローバルターゲット		
	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23

図 昆明・モンテリオール生物多様性枠組

出典：昆明・モンテリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標－（環境省）

③資源循環

国連環境計画国際資源パネルが公表した報告書「世界資源アウトルック 2024」は、「グローバルな環境影響として、天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、気候影響の原因に占める割合の55%以上に増大し、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上を占めており、すべての環境影響が増加傾向にある。」と指摘し、資源の採取及び加工に関する経済システムが気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題と密接に関係することを示しました。このことから、資源効率性・循環性を向上させ天然資源利用の削減を進めることは、気候変動対策や生物多様性保全をはじめとする環境負荷削減策としても極めて重要であり、2024年に開催された第6回国連環境総会において、資源効率性・循環性を高める取組みを強化し、このような相乗効果（シナジー）を推進する決議が採択されました。

④その他の動向

気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題のうち、汚染に関しては、化学物質やマイクロプラスチック*等による水・大気・土壌等の環境汚染等が、引き続き対応が必要な課題となっています。

例えば、水環境については、世界の排水の80%以上が未処理のまま環境中に放出され、工業施設から排出される年3～4億トンの重金属、溶媒、有害汚泥及びその他の廃棄物が世界各地の水域に投棄されていると報告されています。プラスチック汚染については、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019年から2060年までにほぼ3倍になると見込まれており、環境への流出、湖・河川・海洋への堆積が進むことで、マイクロプラスチックによる影響を含め、生態系への深刻な影響が懸念されています。

(2) 国

①第六次環境基本計画

第一次環境基本計画の策定から30年という節目に当たる2024年、国は「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。

気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機により、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー*）を超えつつあるとの認識の下、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢が必要であるとし、計画の根幹をなす目的、方針が大きく見直されました。

具体的には、「目指すべき文明・経済社会の在り方」として、「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」ことが掲げられました。

その上で、環境政策の最上位の目標に「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング、高い生活の質、経済厚生の上昇」の実現を掲げました。

さらに、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」を方針とし、「変え方を変える」視点として次の6点が示されました。

- ①ストック : ストックである自然資本（環境）の維持・回復・充実
- ②長期的視点 : 目先ではなく、長期的視点に立った投資
- ③本質的ニーズ : 供給者のシーズのみならず、国民の本質的ニーズへの対応
- ④無形資産・心の豊かさ : 無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化
- ⑤コミュニティ・包摂性 : 国家、市場、コミュニティのバランス
- ⑥自立・分散の重視 : 一極集中・大規模集中型の経済社会システムからの転換

②気候変動対策

I P C C 「(通称) 1.5°C特別報告書」の公表などを機に、気候変動の深刻化、温室効果ガス排出削減に向けた一層の努力の必要性に対する認識が広まる中、2020年10月に内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。

これを受け、2021年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律*」が改正され、2050年までの脱炭素社会*の実現が基本理念として法に位置付けられました。同年10月には、国の新たな「地球温暖化対策計画*」、「第6次エネルギー基本計画*」、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

国の「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げられました。また、「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成において、再生可能エネルギーの割合を、それまでの22~24%から36~38%に引き上げることが示されています。

また、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、2023年2月に「GX*実現に向けた基本方針」を策定するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、産業構造や社会経済の変革を促し、大きな成長へとつなげていく動きが加速しています。

③生物多様性

新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成に向けて必要な事項、世界と日本のつながりの中での課題、国内での課題を踏まえ、日本において取り組むべき事項を示すものとして、2023年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

「2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現をめざし、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、次の政策の重要性を強調しています。

＜新たな国家戦略のポイント＞（「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」より）

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた社会の根本的な変革
- ・「30by30 目標」の達成に向けた取組みにより、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組みなど、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進

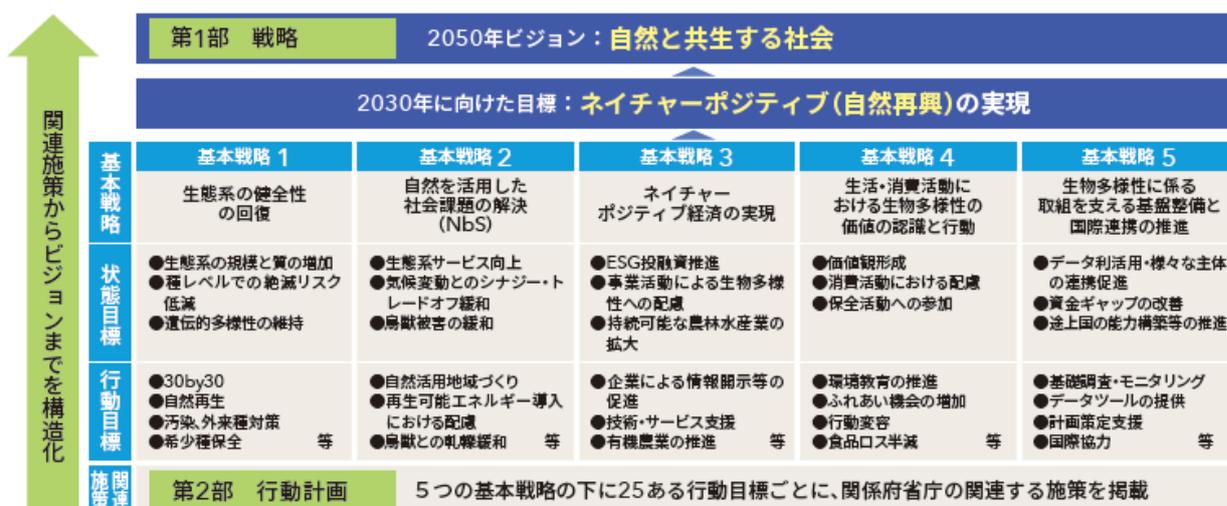


図 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

出典：昆明・モントリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標－（環境省）

④資源循環

2024年8月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略に位置付けた「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組みを一段と強化するためには、従来の延長線上の取組みを強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進が鍵となります。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであるとし、重要な方向性として次の5つを掲げています。

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

⑤そのほかの動向

人の健康や生活環境に関わる分野の動きとして、大気環境の保全、低周波音などの新しい公害問題への対策などが進んでいます。

大気環境については、大気汚染防止法の一部を改正する法律が2020年6月に公布され、建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材に規制が拡大されるとともに、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け、作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

光化学スモッグの原因物質の一つである光化学オキシダントは、主成分であるオゾンがCO₂、メタンに次いで気候変動を引き起こす影響の度合いが強いことから気候変動対策の観点からも削減が急務になっています。このため、国は国民の安全・安心の確保、アジア地域（世界）における脱温暖化と清浄な空気の共有を目標に掲げ、総合的な対策を進めていくことを打ち出しています。

また、近年、地方自治体における公害苦情・相談の中で、騒音・低周波音・振動を原因とした苦情や相談の割合が高まっています。国は、2022年度に公害等調整委員会に「騒音問題に関する研究会」を発足させ、地方自治体における騒音問題に係る苦情処理の動向等を解析し、騒音紛争事案への対応の要点等を取りまとめ、今後の対策の検討を進めています。

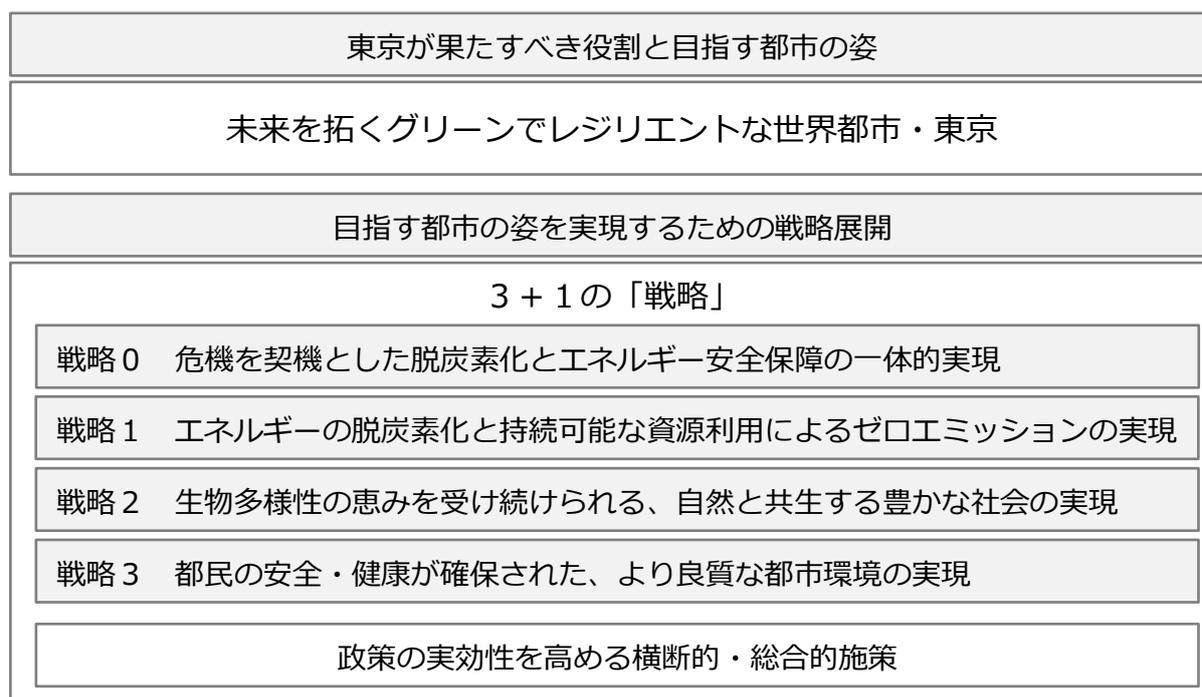
さらに、様々な環境問題への対応を進めていくため、企業戦略における環境配慮の主流化、金融を通じたグリーンな経済システムの構築、環境分野におけるイノベーションの推進など、経済システムへの働きかけや、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）をはじめとするライフスタイルの変革に向けた取組みも進んでいます。

(3) 東京都

①東京都環境基本計画 2022

東京都は、「東京都環境基本計画 2022」を 2022 年 9 月に策定しました。

2050 年のあるべき姿の実現に向けて、2030 年までの行動が極めて重要との認識の下、「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組みを戦略 0 とする「3+1 の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していくこととしています。



②気候変動対策

東京都は、2021 年 1 月に、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）すること（カーボンハーフ）、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで引き上げることを表明しました。

同年 3 月には、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ZEB*の拡大、ZEV*の拡大などの施策を掲げ、さらに「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速」（2022 年 2 月公表）により、カーボンハーフに向けた道筋を具体化するため、部門別のCO₂排出量やエネルギー消費量*削減の目標案、直ちに加速・強化する主な取組みを示しています。

③東京都生物多様性地域戦略

東京都は、生物多様性基本法に基づく地域戦略として、2012年に「緑施策の新展開」を策定し、緑の量と質の確保、新たな緑の創出、利用を通じた普及啓発を目標に掲げ、施策を展開してきました。

新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択を受け、2023年4月に新たに策定した「東京都生物多様性地域戦略」では、2050年における東京のあるべき姿を示し、それに向けて2030年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」からなる3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めています。

2 「環境」の特徴

大気、水質、ごみなど区民の健康で快適な暮らしに直結する生活環境に関わること、みどりや水辺、生きものなど人やまちを取り巻く自然に関わること、さらには地球規模の課題である地球温暖化、エネルギー、資源の利用など、多岐にわたる課題を取り扱う「環境」には、次の特徴があります。

①対象とする範囲が広く、問題が複合化している

上述のように「環境」が取り扱う課題は多岐にわたることに加え、気候変動が生物多様性の損失に影響を与える、プラスチックの大量使用が温室効果ガスの増加や海洋生物に悪影響をもたらすなど、様々なレベルの課題が重層的に関連しています。

このため、異なるレベルの事象を総合的、複合的に捉え、関係性を明らかに、対応していくことが求められます。

②取り巻く状況の変化が速い

パリ協定後の気候変動対策に関する国際社会、国、東京都の動きをはじめ、近年の環境施策は、短期間のうちにアップデートが繰り返され、スピード感を増しています。

このため、状況の変化に合わせた柔軟的、弾力的な対応が求められます。

以上の「環境」の特徴を踏まえて、計画策定のねらいを検討します。

3 計画策定のねらい

2020年3月に策定した前計画においては、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」をめざす環境像とし、自然、エネルギー、ライフスタイル、地域社会、生活環境の5つの基本目標を立てたうえで、方針、施策、区民・事業者の環境行動指針及び成果指標を設定し、取組みを進めてきました。分野ごとに、質の高い潤いのあるみどりの保全・創出、再生可能エネルギー由来電力の利用・創出、区民1人1日当たりのごみ排出量の着実な削減、より環境負荷の低減に資する街づくりや豪雨対策の取組みの推進などの成果が得られました。

しかしこの間、環境政策が向き合う課題が急速に変化しているとともに、SDGs（持続可能な開発目標）や、国の2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、区内で進めている脱炭素まちづくりのように環境・経済・社会の諸課題を同時解決するアプローチが浸透し始めています。また、特に気候危機が将来ではなく現在直面する危機となったいま、対応に一刻の猶予も許されず、あらゆる政策に環境の視点を組み込み、環境政策を主流化していくことが必要です。

分野ごとの個別計画との整合を重視し、取組みや成果指標等が分野ごとに細分化していたこれまでの環境基本計画では、このような社会の変化に対する柔軟性や、政策同士の連携を欠くことが課題として顕在化しています。そこで、これまでの計画の構成が持つ課題を踏まえ、次の2点をねらいとして本計画を策定します。

①総合計画としての性格・位置付けの強化

変化の速い国際社会・国・東京都の環境政策の動向を捉えつつ、いずれの分野にも明確に属さない課題や、新たな課題に対する即応性と柔軟性を高めるため、総合計画としての性格・位置付けを強化します。また、総合計画として「環境」の視点、理念や方向性を共有することで、全庁において環境施策の主流化を図ります。

環境基本計画と個別計画等との関係は、次のように整理します。

- ・環境基本計画では環境に関する分野ごとの施策の方向性を明示する。
- ・具体的な施策や事業、指標・進行管理は、世田谷区基本計画に基づく世田谷区実施計画、分野ごとの個別計画で行う。

②分野横断的な視点の強化

環境問題が持つ複合性に対する確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果（シナジー効果）を生む分野横断的な視点を強化し、取組みの方向性を示します。

＜「相乗効果」を生み出す分野横断の例＞

- ・住宅や都市の「緑化」は、住宅の省エネルギーやCO₂吸収、街の快適性の向上、地域のコミュニティ形成につながります。
- ・住宅の脱炭素化の取組み（断熱性の強化、再生可能エネルギーと家庭用蓄電池の導入など）は、住まいの快適性の向上や健康、防災対策にもつながります。

環境基本計画とその他の計画との関係

